



時津町指令6時住第146号
令和6年6月24日

許 可 証

住所 諫早市多良見町東園 532 番地 2
氏名 有限会社みづほ
代表取締役 山口 康児

令和6年6月17日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第3項の規定により、下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

- 許可番号
時津一廃許第113号
- 一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物、生活系一般廃棄物
- 収集、運搬及び処分の区別
収 集、運 搬
- 許可期限
令和6年6月24日～令和8年6月23日
- 許可条件
クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別方法に従い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。
なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。
毎月の実績を報告書により翌月の10日までに提出すること。